

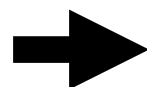
残留性有機汚染物質に関する
ストックホルム条約（POPs条約）の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
（化審法）に基づく追加措置について
＜メキシクロル、デクロランプラス、UV-328関係＞

環境省 大臣官房環境保健部
環境保健企画管理課 化学物質審査室

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)

POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な
汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。

- ・締約国会議 (COP) は2年に1回、これまで11回開催。
- ・専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) で審議される。

POPs条約に基づき各国が講ずべき対策

1. 附属書A: 製造・使用を禁止 (適用除外の規定あり)

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン類、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブromobフェニル、ヘプタクロロ類、ペンタクロロベンゼン、ポリブromोजフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン類、PCB類、ヘキサブromोजシクロデカン類、ポリ塩化ナフタレン類(塩素数2~8を含む)、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル、デカブromोजフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH_xS)とその塩及びPFH_xS 関連物質、**トキシクロル、デクロランプラス、UV-328(今回追加を決定)**

2. 附属書B: 製造・使用を制限 (認められる目的及び適用除外の規定あり)

DDT、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド(PFOSF)

3. 附属書C: 非意図的生成から生ずる放出を削減

ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロベンゼン、PCB類、ポリ塩化ナフタレン類(塩素数2~8を含む)

※ 締約国会議の決定により改正される附属書の発効は、国連事務局が各締約国に通報してから1年後であり、それまでに国内で担保するための所要の措置を講ずる。

4. その他の措置

- POPsを含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理
- 国内実施計画の策定
- POPsに関する調査研究、モニタリング等
- 途上国に対する技術・資金援助の実施

今般新たに追加された物質に係る検討の経緯

POPRC17 (令和4年1月24日～28日:オンライン/ジュネーブ(スイス))

○メトキシクロル

リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、個別の適用除外なしで、廃絶対象物質(附属書A)への追加を締約国会議に勧告することが決定

○デクロランプラス、UV-328

リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討し、POPRC18においてリスク管理に関する評価を検討(附属書F)する段階に進めることが決定

POPRC18 (令和4年9月26日～30日:ローマ(イタリア))

○デクロランプラス、UV-328

リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、適用除外を定めた上で、廃絶対象物質(附属書A)への追加を締約国会議に勧告することが決定

COP11 (令和5年5月1日～12日:ジュネーブ(スイス))

○メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328: 附属書A に追加 等

COP11で条約上の規制対象に追加された物質

○附属書A(廃絶:製造・使用等の禁止)への追加

物質名	主な用途	適用除外規定*
メキシクロル	殺虫剤	なし
デクロランプラス	難燃剤	航空宇宙(使用のみ) 宇宙及び防衛産業(使用のみ) 医療画像及び放射線治療に用いる機器及び設備 (使用のみ) 等
UV-328	紫外線吸収剤	自動車部品 偏光器の内部のトリアセチルセルロース製フィルム 印画紙 等

* 附属書Aにおける適用除外は、追加が発効した日から5年を経過した時点で、その効力が失われる(個別に規定がある場合を除く)

化学物質審査規制法

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(化学物質審査規制法、化審法)

○昭和48年制定、平成29年6月最終改正

○目的: 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、
①新規の化学物質の製造・輸入に際し、その性状を事前審査する制度を設けるとともに、②化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。

- ・国による直接規制(厚生労働省・経済産業省・環境省の共管)。
- ・審査・リスク評価等は3省合同審議会を実施(環境省は中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会)。

国内担保措置

○第一種特定化学物質

- 難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性がある物質
- 規制措置：
 - ①製造・輸入の許可及び使用の制限(化審法17条、22条及び25条)
 - ②第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限(化審法24条)
 - ③例外的に許容される用途での使用(エッセンシャルユース)(化審法25条)
 - ④技術上の基準の遵守義務(化審法28条)
 - ⑤第一種特定化学物質の指定等に伴う回収等措置命令(化審法34条)
- 対象物質:34物質群
ポリ塩化ビフェニル、PFOS又はその塩、PFOSF、デカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン、PFOA又はその塩 等

○国内担保措置

POPs条約の履行を担保するため、化審法において、
メキシクロル、デクロランプラス、UV-328に関し、

①から⑤について化学物質審査小委員会において御審議いただき、その結果を踏まえ、
化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずることとしたい。

国内対応の今後の予定

令和5年7月

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(諮問)
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(付議)

令和5年7月以降

- 中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会で審議
(厚生労働省、経済産業省との合同審議)
- 7月21日の小委員会で、第一種特定化学物質への指定が適当との結論が得られた。
今後、輸入禁止製品、特定の用途以外の使用制限等についても具体的に検討予定。

令和5年9月14日(本日)

- 第51回中央環境審議会環境保健部会

令和6年

- TBT通報¹⁾・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正

※予定は前後する可能性あり

1) 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報し、WTO加盟国から意見を受付。